

○厚生労働省令第百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一 六十九 (略) 七十 (略) 七十一 エチル―二―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インドール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート及びその塩類 七十二 (略) 七十三 百二 (略) 百三 (略) 百四 ニ―シクロヘキシル―一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン及びその塩類 百五 (略) 百六 百三十一 (略) 百三十二 (略) 二百三十三 ニ―（メチルアミノ）―一―（チオフエン―二―イ	(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一 六十九 (略) 七十 エチル―二―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート及びその塩類 (新設) 七十一 三―（二―「エチル（プロピル）アミノ」エチル―一―H―インドール―四―イル―アセテート及びその塩類 七十二 百一 (略) 百二 四―（シクロプロピルカルボニル）―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類 (新設) 百三 ニ―「一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン酸及びその塩類 百四 百二十九 (略) 二百三十 ニ―（メチルアミノ）―一―（三・四―ジメチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類 (新設)

（傍線部分は改正部分）

二百三十四	ル)プロパン――オン及びその塩類 (略)
二百三十五	二百三十二
二百三十三	二百三十一 ン及びその塩類 (略)
	二―(メチルアミノ)―二―フェニルシクロヘキサ

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。